



島根県報

平成23年6月21日（火）

号外第129号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

告 示

島根県告示第432号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年6月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	大田桜江線	大田市祖式町字イケン峠2972番地先から同町字甲屋1476番地先まで	前	メートル 7.50～ 30.30	メートル 583.00	道路改良工事 拡幅	
			後	7.50～ 37.00	583.00		
"	"	大田市祖式町字甲屋1476番地先から同町字下行原1481番地先まで	前 A	6.00～ 10.00	180.00	県央県土整備 事務所大田事 業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	6.00～ 10.00		180.00
				B	11.70～ 37.70		120.00
"	"	大田市祖式町字下行原1481番地先から同町字長者原3121番2地先まで	前	6.50～ 14.00	62.00	道路改良工事 拡幅	
			後	7.50～ 14.00	62.00		